

答 申

1 審議会の結論

福岡県知事（以下「実施機関」という。）が、平成29年8月16日29田保福第14968号で行った個人情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

2 審査請求に係る対象個人情報の開示決定状況

審査請求に係る対象個人情報（以下「本件個人情報」という。）は、措置入院者に対する診察指定医の意見に記載された審査請求人の個人情報である。

実施機関は、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、本件個人情報のうち、「指定医氏名」の欄に記載された情報については、条例第14条第1項第1号（開示請求者以外の個人に関する情報）に、「診断名」、「措置症状の有無等を含めた現在の状態」の欄に記載された情報については同項第5号（評価判断情報）に該当するとして不開示とし、その余の部分は開示している。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、平成29年8月1日付けで、実施機関に対し、条例第13条第1項の規定により、本件個人情報の開示請求を行った。

イ 実施機関は、平成29年8月16日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、平成29年8月30日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

エ 実施機関は、平成29年10月6日付けで、福岡県個人情報保護審議会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 現地診察医が公平、公正な診察を行い、その下で措置続行になったかや、措置続行となる精神症状があったかなどの病状確認のため審査請求を求める。

(2) 措置入院先が現地診察医に対して、現地診察結果の口裏合わせや病院の筋書き通りに診断をさせてないか等の理由から、公平な精神医療の提供がなされたか、今回の現地診察

においても患者の十分な人権が配慮された上で、病院側に仰られることなく措置継続の診断であったかについて疑問に思う。

5 実施機関の説明要旨

実施機関が本件決定を行った理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 条例第14条第1項第1号該当性について

措置入院は本人の意に反して行われた行政処分であるため、「指定医氏名」の欄に記載された情報を開示することにより、本人が措置入院の解除がなされない場合の不満や、指定医に対する不信感を抱き、診断内容の真偽や詳細を確かめるため、指定医の日常生活に支障を来すような行為がなされることを否定できず、指定医の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、本号に該当し不開示としたものである。

(2) 条例第14条第1項第5号該当性について

措置入院は、本人の意に反して行われた行政処分であることから、本人の認識と指定医による診断結果に相違が生じる可能性がある。

そのため、「入院者について」の項目の「診断名」、「現地診察結果」の項目の「診断名」及び「措置病状の有無等を含めた現在の状態」の欄に記載された情報を開示することにより、当該文書を作成する病院管理者や措置入院後概ね3か月を経過したときに実施する診察を行う指定医が、本人の反応等に配慮して記載を簡略化したり正確に記載することを躊躇するなど、診断内容の形骸化をもたらし、措置入院制度の適正な執行を著しく困難にするおそれがあるため、本号に該当し不開示としたものである。

6 審議会の判断

(1) 本件個人情報の性格及び内容について

本件個人情報は、実施機関が保有する、措置入院者に対する診察指定医の意見に記載されている審査請求人に関する個人情報である。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第38条の6第1項では、都道府県知事は、必要があると認めるときは、指定する指定医（以下「診察指定医」という。）に、精神科病院に立ち入り、当該精神科病院に入院中の者を診察させることができるとされている。

精神障害者の入院等に係る福岡県事務処理要領（平成27年9月福岡県保健医療介護部健康増進課こころの健康づくり推進室発行。以下「要領」という。）においては、保健福祉環境事務所長は、「精神科病院に対する指導監督等の徹底について」（平成10年3月3日厚生省大臣官房障害保健福祉部長・厚生省健康政策局長・厚生省医薬安全局長・厚生省社会・援護局長通知）中2（1）カに基づき、管内の精神科病院に入院している措置入院者について、入院後概ね3か月を経過したときに、知事の指定する精神保

健指定医による現地診察を実施することとされている。

本件措置入院に対する診察指定医の意見は、精神保健指定医が当該診察の結果を記載したものであり、「入院者について」の項に、「診察年月日」、「病院名」、「入院者氏名」、「入院年月日」、「保護の任に当たっている者の氏名」、「続柄」、「診断名」の欄が、「現地診察結果」の項に、「診断名」、「措置症状の有無等を含めた現在の状態」、「措置解除等を含めた診察医の意見」、「指定医氏名」の欄が設けられ、それぞれ所定の情報が記載されている。

(2) 条例第14条第1項第1号該当性について

ア 本号の趣旨

本号は、開示請求に係る個人情報の中に、開示請求者以外の個人情報が含まれている場合において、これを開示すると、開示請求者以外の個人に関する情報を開示請求者に開示することとなり、それによって、当該個人の正当な利益を害するおそれがあることから、当該個人に関する情報を不開示とする要件を定めたものである。

「当該個人の正当な利益を害するおそれ」とは、開示することによって、個人情報に含まれる開示請求者以外の個人の名誉、社会的地位、プライバシーその他の利益を害するおそれがあることが、個人情報の内容等から判断できる場合をいう。

この場合の判断に当たっては、開示請求者と開示請求者以外の個人との関係及び個人情報の内容等を十分考慮して、個別に判断することが必要である。

なお、開示請求者以外の個人に関する情報であっても、開示請求者が当該個人情報を知っている立場にあることが明らかな場合、何人でもこれを知り得る情報である場合は、基本的には、正当な利益を害することにはならない。

イ 該当性の判断

本件個人情報のうち、実施機関が条例第14条第1項第1号に該当するとして不開示とした情報は、措置入院者に対する診察指定医の意見の「現地診察結果」の項の「指定医氏名」の欄に記載された情報であり、この情報が本号に該当するか否かについて以下判断する。

措置入院は、本人の意思にかかわらず強制的に入院させる制度であるから、措置入院者が事後的に措置入院に至る過程を知り、その判断の当否について検討する権利は尊重に値するというべきである。

しかし、措置入院がそのような制度であるからこそ、診察指定医の氏名を開示した場合、診察を受けた措置入院者が、診断名や診察内容等について、その真偽や詳細等確かめるため、診察指定医に不当な追及をし、その平穏な社会生活に影響を及ぼすおそれがある。

本件においても、その過去の経緯や事情に鑑みると、「指定医氏名」の欄に記載さ

れた情報を開示すると、審査請求人が、診断名や診察内容等を確認したいとして、診察指定医の平穏な社会生活の妨げとなるような不当な追及等をしようとするおそれがあり、開示することによって、審査請求人以外の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められ、本号に該当すると判断される。

(3) 条例第14条第1項第5号該当性について

ア 本号の趣旨

本号は、診療、指導、相談、選考等個人の評価又は判断を伴う事務に関する情報を開示した場合、当該事務の過程等を知らせることとなり、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあることから、評価判断情報の不開示情報としての要件を定めたものである。

「事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められる」場合とは、請求者に開示することにより、事務の適正な執行が困難になる可能性が客観的に認められる場合をいい、当該個人に対して、公正な評価、判断が行えなくなるおそれがある場合のみならず、本人の評価、判断に影響はないが、開示することにより、今後、反復・継続して行われる本人以外の者に対する評価、判断を公正かつ適切に行うことを困難にするおそれがある場合も含まれる。

イ 該当性の判断

本件個人情報のうち、実施機関が条例第14条第1項第5号に該当するとして不開示とした情報は、措置入院者に対する診察指定医の意見の「入院者について」の項の「診断名」並びに「現地診察結果」の項の「診断名」及び「措置症状の有無等を含めた現在の状態」のそれぞれの欄に記載された情報である。これらの情報が本号に該当するか否かについて以下判断する。

要領によれば、保健福祉環境事務所長は、知事の指定する精神保健指定医による現地診察を実施し、当該診察の結果について、措置入院者を入院させている精神科病院の管理者に対し、措置入院者に対する診察指定医の意見として通知することとされているため、当該意見の「診断名」及び「措置症状の有無等を含めた現在の状態」の欄に記載された情報は、本号に規定する個人の評価又は判断を伴う事務に関する情報であると認められる。

措置入院制度の本質や本件事案の過去の経緯や事情に鑑みると、これらの情報を開示することが前提となれば、今後同種の事務において、診察指定医が本人の反応等を考慮して、本人の認識や意に沿わない評価をありのままに記載することを躊躇したり、画一的な記載に終始したりするおそれがあると認められる。

したがって、これらの情報を開示することにより、措置入院の継続が必要であるか否かの判断に影響を及ぼし、今後の措置入院事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれ

があると認められ、本号に該当すると判断される。

以上の理由により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。